

＜別冊＞
公費解体・撤去に関する
質疑応答集

令和8年3月

環境省環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室

目次 (1) 公費解体制度

- 問1 公費解体制度とは何か。
- 問2 解体・撤去の補助対象としている「全壊」、「半壊」とは何か。
- 問3 罹災証明書と被災証明書の違いは何か。
- 問4 被災証明書等が必要となる非住家とはどのようなものか。
- 問5 罹災（被災）証明書がまだ発行されていないが、今にも倒壊の危険があり生活環境保全上の支障が生じている家屋について緊急的に解体を行った場合の費用は補助対象となるか。
- 問6 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるか。
- 問7 公費解体の申請に当たって登記事項証明書で所有者情報を確認するとされているが、登記をしていない家屋等について公費解体を申請したい場合には、その家屋等について事前に登記をしなければならないのか。
- 問8 家屋等の登記事項証明書に、抵当権や根抵当権等の担保権の登記が記録されている場合において、公費解体の申請をするためには、担保権の抹消の登記をしなければならないのか。
- 問9 家屋等の所有権の登記名義人が亡くなっている場合において、公費解体の申請をするためには、相続登記をしなければならないのか。
- 問10 所有者からの解体申請に係る受付期間はいつまでとするべきか。

(2) 解体・撤去に関する災害等廃棄物処理事業費補助金の対象可否

- 問11 公益法人や宗教法人が所有する全壊の建物は対象となるか。
- 問12 自治会等が管理する集会所は対象となるか。
- 問13 中小企業が所有する事業所に設置している設備機器、仕掛品は公費による撤去の対象となるか。
- 問14 大企業の解体廃棄物は撤去の対象となるか。
- 問15 家屋の一部だけを解体・撤去する場合は対象となるか。
- 問16 家屋等の改修・補修（家屋の一部を復旧させる工事等）によって発生した廃棄物は撤去の対象となるか。
- 問17 浄化槽・便槽の撤去は対象となるか。
- 問18 住家や事業所の敷地内に倉庫や車庫などがあり、これらを住家や事業所と一体的に解体・撤去する費用は対象となるか。
- 問19 敷地内に住家のほか倉庫等があるが、倉庫等のみの解体・撤去は対象となるか。
- 問20 母屋と増築した倉庫等がつながっているが、倉庫等だけ解体・撤去する場合は補助対象となるか。
- 問21 離れは対象となるか。
- 問22 ブロック塀やよう壁などの解体・撤去は対象となるか。
- 問23 家屋内に残置された家財・家電などの撤去は対象となるか。
- 問24 罹災証明書が発行されない空家は対象となるか。
- 問25 解体工事に係る委託業務について、諸経費は補助対象となるか。
- 問26 公費解体に係る事務処理業務について、補助対象となるか。
- 問27 補助金の申請に係る提出書類のうち、実印、登記事項証明書及び印鑑登録証明書（法人の

場合は印鑑証明書) の提出は必ず必要か。

(3) 自費解体 (解体費用の立替えと払い戻し)

問 28 運搬・処分料は償還の対象となるか。

問 29 解体工事に係るマニフェスト伝票がない場合はどうなるのか。

問 30 自費で解体・撤去して解体工事業者へ支払った金額は全額償還されるのか。

問 31 公費解体の申請の受付を開始以降に自費解体を実施した場合も補助対象 (費用償還) の対象となるか。

(1) 公費解体制度

問1 公費解体制度とは何か。

- 災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧を図るための措置として、市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行うものであり、従前より、明らかに廃棄物と観念できる全壊家屋の解体費を補助対象としている。
- 半壊家屋の解体費については、大量の災害廃棄物の発生が見込まれ、当該災害が「特定非常災害」に指定された場合には、補助対象となる。
- なお、全壊・半壊家屋を公費により解体した場合に発生する廃棄物の収集・運搬、処分費用については補助対象としている。
- 所有者が法人となっている建物については、その法人が中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者、又はその規定に準ずる規模のその他の法人であることを要する。

問2 解体・撤去の補助対象としている「全壊」、「半壊」とは何か。

- 損壊した家屋の被害の程度を、国が定めた基準に基づき、市町村が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の4区分で判定したものであり、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」を「半壊」としている。

問3 罹災証明書と被災証明書の違いは何か。

- 罹災証明書とは、住家が被災した場合に、その被害の程度を市町村が証明するものである。また、被災証明書とは、非住家が被災した場合に、被災の事実等を市町村が証明するものであるが、証明の内容、証明書の名称等については市町村により異なる。

問4 被災証明書が必要となる非住家とはどのようなものか。

- 住家以外の建築物であり、事業所、店舗、倉庫、土蔵、神社、仏閣などが考えられる。

問5 罹災（被災）証明書がまだ発行されていないが、今にも倒壊の危険があり生活環境保全上の支障が生じている家屋について緊急的に解体を行った場合の費用は補助対象となるか。

- 罹災（被災）証明書が発行されていなくても市町村において生活環境保全上必要があると判断した家屋の解体費については補助対象となり得る。災害査定時には、生活環境保全上の支障が本当にあったのか等具体的な理由を確認するので、十分に説明できるよう資料等を準備しておくこと。
- なお、緊急に解体を要する場合であっても、解体にあたっては、原則として事前に所有者等の同意が必要となることに留意が必要である。

問6 同じ家屋に対して、応急修理制度と公費解体制度を併用できるか。

- 原則として併用はできない。
- ただし、応急修理を行ったにも関わらず長期継続的に居住することが困難で、結果的に解体・撤去の

必要が生じた場合は補助対象となり得るので個別に相談いただきたい。

【補助対象となる例】

- ・「大規模半壊」と被害認定を受け、「応急修理制度」を活用し補修・修理を行ったものの、その後、液状化の進行などにより被害が拡大し、改めて「全壊」の被害認定を受けた場合 等

問7 公費解体の申請に当たって登記事項証明書で所有者情報を確認するとされているが、登記をしていない家屋等について公費解体を申請したい場合には、その家屋等について事前に登記をしなければならないのか。

- 未登記の家屋等については、公費解体の申請に当たって事前に表題登記の申請をする必要はない。未登記の家屋等については、市町村の備えている固定資産課税台帳によって所有者情報を確認することとなる。

問8 家屋等の登記事項証明書に、抵当権や根抵当権等の担保権の登記が記録されている場合において、公費解体の申請をするためには、担保権の抹消の登記をしなければならないのか。

- 家屋等の登記事項証明書に担保権の登記が記録されていても、公費解体の申請に当たって事前に、担保権の抹消の登記の申請をする必要はない。
- なお、当該家屋等の建物性が失われている場合には、公費解体の申請に当たって担保権者の事前の同意は不要である。家屋等の建物性が失われていない場合には、原則として当該担保権者が当該家屋等の解体・撤去について同意していることを書類にて確認する必要がある（担保権者の意向を確認することが困難な場合の対応については、3.（5）参照）。

問9 家屋等の所有権の登記名義人が亡くなっている場合において、公費解体の申請をするためには、相続登記をしなければならないのか。

- 家屋等の所有権の登記名義人が亡くなっても、公費解体の申請に当たって事前に、相続登記の申請をする必要はない。
- なお、当該家屋等の建物性が失われている場合には、公費解体の申請に当たって登記名義人の法定相続人全員の同意は不要である。家屋等の建物性が失われていない場合において、法定相続人全員の情報が必要なときは、戸除籍謄本や法務局で発行された法定相続情報一覧図等の書類にて確認することができる。

問10 所有者からの解体申請に係る受付期間はいつまでとするべきか。

- 解体申請に係る受付期間は、解体事業を含む災害等廃棄物処理事業が全て終了する期間を見込んだ上、所有者の状況等を踏まえ市町村において適切に設定いただきたい。なお、所有者が不明な場合など解体事業の着手までに時間を要する場合は、期間を延長するなど柔軟に設定いただきたい。

(2) 解体・撤去に関する災害等廃棄物処理事業費補助金の対象可否

問 11 公益法人や宗教法人が所有する全壊の建物は対象となるか。

○中小企業者並みの公益法人や宗教法人等が所有する建物であれば補助対象となる。なお、中小企業者並みの公益法人や宗教法人等については常時使用する従業員の人数等により判断される。

問 12 自治会等が管理する集会所は対象となるか。

○補助対象となり得る。解体するためには、集会所を管理する自治会等の総会等において、当該自治会等の規約に基づき解体（財産処分）の決議が必要となる。なお、当該自治会等が地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に定める認可地縁団体となっているか否かを問わない。

問 13 中小企業が所有する事業所に設置している設備機器、仕掛品は公費による撤去の対象となるか。

○中小企業が所有する建物内にある残置物や設備機器は、原則として補助対象とならない。

問 14 大企業の解体廃棄物は撤去の対象となるか。

○補助対象とならない。

問 15 家屋の一部だけを解体・撤去する場合は対象となるか。

○補助対象とならない。被災家屋全体を解体・撤去する場合のみ対象となる。

問 16 家屋等の改修・補修（家屋の一部を復旧させる工事等）によって発生した廃棄物の撤去は対象となるか。

○補助対象とならない。

問 17 浄化槽・便槽の撤去は対象となるか。

○家屋と一体として解体・撤去するのであれば、合併浄化槽・単独浄化槽・便槽も補助対象となる。

問 18 住家や事業所の敷地内に倉庫や車庫などがあり、これらを住家や事業所と一体的に解体・撤去する費用は対象となるか。

○罹災証明書で全壊の判定を受けている住家や事業所と一体的に倉庫や車庫、鳥居、灯籠など（以下「倉庫等」という。）を解体・撤去する場合は、補助対象となる。

問 19 住家や事業所の敷地内に倉庫等があるが、倉庫等のみの解体・撤去は対象となるか。

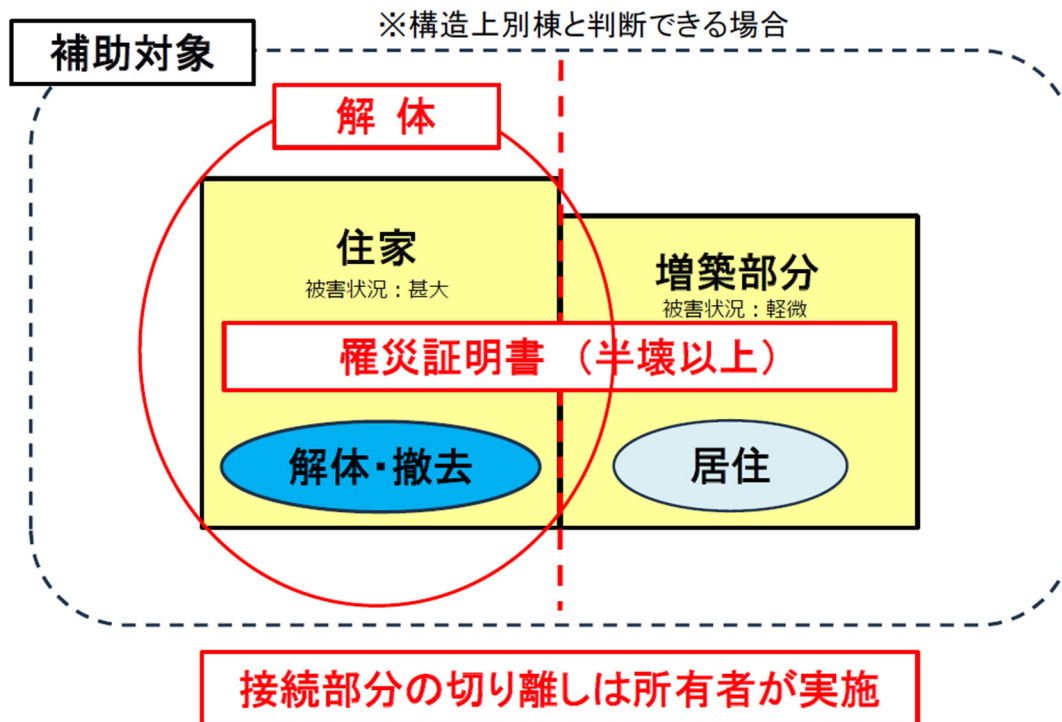
○市町村が当該倉庫等を全壊であると判定した場合は補助対象となる。その際、被災証明書や写真など全壊と判断したことを証する書類が必要である。

問 20 母屋と増築した倉庫等がつながっているが、倉庫等だけ解体・撤去する場合は補助対象となるか。

○解体は、棟単位で行うため、一棟の建物であれば補助対象とならない。ただし、登記上別棟又は構造上別棟であると判断できる場合は補助対象となり得る。

※ 対応イメージの一例であり、各家屋の構造等に応じた対応が必要。

増築部分を残して住家を解体・撤去する場合について



問 21 離れは対象となるか。

○罹災証明書等で住家（母屋）が全壊の判定を受け、離れなどの別棟の家屋を母屋と一体的に解体・撤去する場合は補助対象となる。

問 22 ブロック塀やよう壁などの解体・撤去は対象となるか。

○ブロック塀やよう壁などは補助対象とならない。ただし、倒壊のおそれがあると認められる場合又は工事支障のため撤去の必要性がある場合は、補助対象となり得る。

問 23 家屋内に残置された家財・家電などの撤去は対象となるか。

○家屋内に残置された家財・家電等のうち、貴重品や思い出の品など必要なものは、解体工事または撤去工事の前に被災者により持ち出す必要がある。

○災害により損傷するなどし、不要なものとして処分せざるを得ない家財・家電等を災害廃棄物とみなし、家屋の解体と併せて撤去する場合は、補助対象となる。

問 24 罹災証明書が発行されない空家は対象となるか。

- 市町村が当該空家を全壊であると判定した場合は補助対象となる。その際、被災証明書や写真など、全壊と判断したことを証する書類が必要である。

問 25 解体・撤去工事に係る委託業務について、諸経費は補助対象となるか。

- 解体・撤去工事に係る解体業務や運搬業務については、当該業務に要する額の 100 分の 15 以内が補助対象となる。
- なお、解体・撤去工事に係るアスベスト調査や廃棄物の処分は、解体・撤去工事には含まれないため、当該業務に係る諸経費は補助対象とならない。

問 26 公費解体に係る事務処理業務について、補助対象となるか。

- 解体申請の受付審査（市町村から行政書士への委託による法定相続人等の特定やその同意の意向等の確認に関する事務、市町村から土地家屋調査士への委託による損壊家屋等の建物性の判断に関する事務、市町村から司法書士への委託による所有者不明建物管理制度に関する事務を含む）、解体費用の算出、現地調査等の事務処理業務については、多数の解体・撤去工事を実施するため、市町村担当者のみでは対応が困難となる場合は、補助対象となる。

問 27 補助金の申請に係る提出書類のうち、実印、登記事項証明書及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）の提出は必ず必要か。

- 各市町村から環境省に補助金の申請を行うにあたり、提出書類として、実印、登記事項証明書及び印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）は求めている。

※マニュアル本編 1.（2）〈参考：本人確認の考え方〉を参照。

(3) 自費解体（解体費用の立替えと払い戻し）

問 28 運搬・処分費は償還の対象となるか。

- 解体業者等が産業廃棄物として処理を行い、マニフェスト等の提出があれば、運搬・処分費も含め、償還の対象（補助対象）となる。収集運搬のみ業者等に委託した場合や、片付けを手伝った方に支払った謝金等の費用は償還対象（補助対象）とならない。

問 29 解体・撤去工事に係るマニフェスト伝票がない場合はどうなるのか。

- マニフェストとは、廃棄物の処理を民間事業者に行わせた場合に、処理が適正に行われたことを確認する書類で、解体事業者は必ず保管しているものである。マニフェスト伝票（写し）がある場合に限り、処分料を償還金の申請に含める事ができる。なお、解体・撤去工事に伴う廃棄物を市町村が認めた仮置場に持ち込んだ場合、マニフェストは発行されないが、計量伝票が貼付された搬入伝票等の添付がある場合は、償還の対象（補助対象）となる。

問 30 自費で解体・撤去して解体工事業者へ支払った金額は全額償還されるのか。

- 償還する額の上限は、市町村が当該建物を公費解体すると仮定して算定した額（基準額）となる。申請者から解体工事業者への支払金額が上限を上回る場合、自己負担が発生する場合がある。（基準額は、基本的に解体・撤去した家屋等の延床面積に市町村が定める構造別単価を乗じて算定する。）なお、家屋等の延床面積は、原則、登記事項証明書、固定資産税評価・課税証明書による。

問 31 公費解体の申請の受付を開始以降に自費解体を実施した場合も補助対象（費用償還）となるか。

- 市町村において、所有者が解体業者といつまでに契約したものが対象となるか要綱において定めた上、当該期限までに契約を行った場合は対象となる。